

平成 25 年 8 月 19 日

厚生労働大臣  
田村憲久様

## 平成 26 年度税制改正に関する要望

一般社団法人日本難病・疾病団体協議会

代表理事 伊藤たてお

〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 2-28

飯田橋ハイタウン 610 号

TEL03-6280-7734 FAX03-6280-7735



難病患者や小児慢性特定疾患児は、その多くが原因不明の痛みや症状に悩まされ、日常生活、社会生活に制限や制約を受けて生活しています。重症患者等で、上肢下肢や視覚、聴覚など身体機能の障害者として身体障害者手帳の交付を受けている人たちもいますが、体調が日々変動することや、痛みやしびれ、倦怠感などは数値で測りづらいなどのこともあり、日常生活や社会生活に支障はあっても、身体障害者手帳の交付を受けられないために、障害福祉サービスや就労支援の対象とならず、「制度の谷間」となっている者が多くいます。

しかし、平成 23 年 8 月には障害者基本法における障害者の定義に、「その他の心身の機能の障害」として難病等による障害も、身体、精神、知的とともに障害であることが規定され、今年 4 月に施行された障害者総合支援法では、難病患者等も障害福祉サービスの対象に追加されました。さらに、厚生労働省厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会では、法制化を視野に入れた総合的な難病対策についての議論が進められ、今年 1 月に同委員会がまとめた「難病対策の見直しについて（提言）」では、難病は「国民の誰にでも発症する可能性がある」「難病は生物としての多様性をもつ人類にとっての必然であり、科学・医療の進歩を希求する社会の在り方として、難病に罹患した患者・家族を包含し、支援していくことが求められている」とされています。また 8 月に出された社会保障制度改革国民会議報告書においても、「難病対策等の改革に総合的かつ一体的に取り組む必要がある」と明記されました。

こうした経過をふまえ、平成 26 年度税制においては、難病患者や小児慢性特定疾患児の長期にわたる療養と社会生活を支える総合的な対策を実現すべく、現在、身体障害者等に限定されている税制上の優遇措置の対象者に、難病患者等も追加することを要望します。

### 1. 障害者と同様、難病等患者にも次の税制優遇措置を追加してください。

- ① 所得税および個人住民税における障害者控除および特別障害者控除
- ② 合計所得金額が 125 万円以下の障害者等についての個人住民税非課税措置
- ③ 相続税における障害者控除および特別障害者控除
- ④ 特別障害者扶養信託契約に基づく信託受託権の贈与税非課税措置
- ⑤ 少額預金の利子等の所得税および個人住民税非課税措置

### 2. 所得税の成年扶養控除、配偶者控除は廃止しないでください。